

第6章 相談体制の充実

[現状と課題]

人権擁護機関・制度として、法務局及び人権擁護委員制度がありますが、市民意識調査の「人権侵害を受けた場合の対応」の回答（複数）では、「市役所に相談」が12.2%、「法務局に相談」が3.1%と、行政等へ相談するとの回答は少なく、「家族など身近な人に相談」が45.3%、「相手に抗議する」が27.3%と多く、一方では、「黙って我慢する」が29.0%ありました。

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については事実を真摯に受け止め、市民に信頼され活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の確立を図ることが必要です。

[施策の推進]

- ①相談は、内容により関係各部・課の担当相談窓口で対応し、また、相談内容について適切な対応ができるよう、職員の資質向上を図ります。
- ②各種相談機関等と連携を深めるとともに、人権ふれあいセンターを中心として、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ③市民からの人権侵害相談については、人権擁護委員をはじめ、関係部署や法務局等の外部関係機関と連携して救済、支援ができる体制を推進します。また、被害者の一時的保護も含め、速やかな救済が図られるよう体制の充実に努めます。

